

LP ガスライフ支援制度 (LP ライフ)

規約 及び
契約・査定業務処理要領
支援金請求書様式等

令和8年4月1日

一般社団法人 全国LPガス協会

目 次

	ページ
LPライフ規約	1
第1章 総 則	1
第2章 契約	1
第3章 支援金	3
第4章 運営	9
第5章 会計	10
第6章 雑則	11
契約業務処理要領	13
査定業務処理要領	15
補足説明	21
支援金請求書様式等	

第1章 総 則

第1条（名 称）

本制度は、LPガスライフ支援制度（以下、「LPライフ」という。）という。

第2条（総 括）

LPライフは、一般社団法人全国LPガス協会（以下、「全L協」という。）が総括し、都道府県協会等の団体会員（以下、「県協会」という。）が取りまとめをする。

第3条（目 的）

LPライフは、LPガスの保安の確保とLPガス事業等の発展を図るため、会員の相互扶助を行うことを目的とする。

第4条（事 業）

LPライフは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）LPガス機器等の販売促進に貢献した会員に対する支援金の給付
- （2）LPガス事故等により人的物的損害を被った会員及びその従業員に対する支援金の給付
- （3）LPガス事故等により人的物的損害を被った消費者に対する支援金の給付
- （4）前項に係るLPガス事故等以外の不慮の事故、病気等により死亡した会員に対する弔慰金の給付
- （5）その他LPライフの目的を達成するために必要な事業

第5条（LPガス事故）

規約第4条にいうLPガス事故とは、LPガスの漏えいに起因して生じた火災若しくは爆発又は不完全燃焼による一酸化炭素中毒等の事故をいう。

第6条（会 員）

LPライフの会員は、県協会の会員であるLPガス販売事業者、卸事業者、簡易ガス事業者、スタンド事業者等であって、LPライフの目的に賛同し加入した者とする。

2. 会員の出先機関（支店・営業所等）が加入したときは、その出先機関の責任者をもって前項の会員とみなす。

第2章 契 約

第7条（加 入）

LPライフに加入しようとする者は、その所属する県協会へ所定の申込書に加入料を添えて加入申込みを行うものとする。ただし、加入申込みは事業所単位ごととする。

2. 加入者は、LPガスを供給している消費者全戸について、一括加入の申込みを行うものとし、その一部のみについて申込みを行うことはできない。
3. 消費者戸数について、虚偽の申込みを行ったときは、支援金の給付を行わないものとする。
4. 卸事業者、スタンド事業者等にあつては、特別加入料をもって加入することができる。

第8条（加入の口数）

LPライフの加入の口数は、1口を基準とし、2口まで加入することができる。ただし、口数については県協会ごとに統一するものとする。

第9条（加入料）

LPライフの加入料は次のとおりとし、既納の加入料は理由の如何に拘わらず返還しない。

（1）一般加入料

イ. 一般加入料

LPガス販売事業者及び簡易ガス事業者に適用する。

1口契約の場合	消費者1戸につき	年	10円
2口	〃	年	20円

ロ. 最低加入料

消費者戸数が50戸以下の販売事業者に適用する。

1口契約の場合	年	500円
2口	年	1,000円

（2）特別加入料

イ. 卸專業事業者、スタンド專業事業者、配送センター（卸事業者兼営のものを除く。）、LPガス配管工事事業者、保安センター等に適用する。

1口契約の場合	1事業所につき	年	5,000円
2口	〃	年	10,000円

ロ. ただし、卸事業者、スタンド事業者等が直売の消費者をもつ場合の加入料は、1口契約につき特別加入料5,000円と直売の消費者戸数で算出した加入料（10円×消費者戸数）とのいずれか高い方を適用する。2口契約は2倍の金額とする。

（3）中途加入料

- ①. 10月1日～翌年5月31日までに加入した場合 [上表（1）及び（2）の加入料と同額]
- ②. 翌年6月1日～9月30日までに加入した場合 [上表（1）及び（2）の加入料の半額]

第10条（LPライフの契約期間）

LPライフの契約期間は、原則として1年間とし毎年10月1日午前0時に始まり、翌年9月30日午後12時に終わるものとする。

第3章 支援金

第11条（支援金の種類）

LPライフの支援金の種類は、販売促進支援金、加入者支援金、消費者支援金、死亡弔慰金の4種類とし、第12条ないし第15条にこれを定める。

第12条（販売促進支援金）

加入者がLPガス機器等の販売促進を行った場合は、次の表の区分に応じて販売促進支援金を給付する。

- 2 販売促進支援金を請求する権利は、規約第30条（時効）の規定にかかわらず、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とし、これを超えた場合は消滅するものとする。

（1口契約につき）

対象事項	対象者	支援金額
（1）エネファーム、ハイブリット給湯器 エネファーム、ハイブリット給湯器を当該事業所に導入または消費者等に販売した場合。	加入者	1基・5,000円、年間5万円限度
（2）LPガス自動車 LPガス自動車を当該事業所に導入または消費者等に販売又は斡旋した場合。	加入者	1台・5,000円、年間5万円限度
（3）災害バルク設置 災害バルクを災害時に避難所となる公共施設等に設置した場合。	加入者	1加入者・年間1回限り、5万円
（4）オールガス化住宅 消費者の住宅（新築時及び改装時）に次の消費機器等のうち、3設備以上を設置した場合。 【①給湯設備（台所と風呂と洗面所）、②ガスコンロ（Siセンサー付）、③空調設備、④床暖房】	加入者	1加入者・年間1回限り、5万円

[注・重要] 販売促進支援金については、規約第17条第2項により支払規制があります。

（注1）2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。

（注2）本販売促進支援金の給付は、先着順とする。

（注3）全L協は、県協会から請求書が届いた順に「年月日」が入った全L協の受付印を押印し、支払規制額に達するまで支払う。

ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。

（注4）全L協は毎月初旬頃に、前月までの販売促進支援金の支払状況を県協会に通知する。

第13条（加入者支援金）

加入者及び現にLPガス事業に従事している従業員本人（以下、「従業員」という。）が、LPガス事故等により人的物的損害を被ったときは、次の表1から表4までの区分に応じて加入者支援金を給付する。

この場合、[表1]の人的損害については、加入者に次の者を含むことができる。

- イ. 配偶者及び生計を共にする同居の親族
 - ロ. 家事使用人
 - ハ. 事故発生時に加入者本人の承諾を得て居住する者
2. 加入者支援金の種類は、次のとおりとする。
- ①入院支援金 [表1]、②通院支援金 [表1]、③内症通院支援金 [表1]、④物損支援金 [表2]、⑤火災損害支援金 [表3]、⑥容器（貯槽）・LPガスメーター・調整器損害支援金 [表4]

[表1] 人的損害に対する給付基準及び支援金額 （1口契約につき）

対象事故	支援対象者	傷害の別及び支援金額 (1名につき)
<ul style="list-style-type: none"> ●LPガス事故 ●LPガス配管工事中の事故 ●LPガス消費機器等取付中の事故 ●LPガス容器配送中の事故 (バルクローリー含む。ただし、交通事故は除く。) ●LPガス充てん中の事故 ●保安点検中の事故 ●検針中の事故 ●集金中の事故 	加入者 <small>(配偶者、生計を共にする同居の親族、家事使用人、事故発生時に加入者本人の承諾を得て居住する者も含む。)</small> 及び 従業員	(入院支援金) けが 1日につき 2,000円 [25日、5万円限度]
		(通院支援金) けが 1日につき 750円 [66日、4.95万円限度]
		(内症通院支援金) 内症 1日につき 250円 [事故日から1ヶ月以内の通院日数及び請求金額が5,000円以上が対象。]

[注・重要] 内症通院支援金については、規約第17条第3項により支払規制があります。

(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。

(注2) 人的損害の場合は、入院支援金、通院支援金、内症通院支援金を合わせて5万円限度とする。

(注3) 上表の対象事故に、消費者宅及び事業所等に向かう途中の交通事故による死亡、傷害等は除く。

(注4) 内症とは、「ねんざ、打撲、ぎっくり腰等」をいう。

(注5) 内症支援金の給付は、先着順とする。ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。

(注6) 全L協は毎月初旬頃に、前月までの「内症」の支払状況を県協会に通知する。

[表2] 物的損害に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

物的損害			
対象事故	対象者	損害額	支援金額 (物的支援金)
LPガス事故	加入者	1,000万円以上	5万円
		1,000万円未満～700万円以上	4万円
		700万円未満～400万円以上	3万円
		400万円未満～100万円以上	2万円
		100万円未満～10万円以上	1万円

(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。

(注2) 物損の場合は、上表のとおり支援金を給付する。

(注3) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

[表3] 火災損害に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事故	対象者	支援金額 (火災損害支援金)
単純火災及び一般火災	加入者	傷害、物損合わせて5万円限度

(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。

(注2) 単純火災とは、LPガスの炎が火源及び熱源となった火災をいう。(風呂がまの空炊き、天ぷら鍋の油に引火、カーテン等への引火等)

(注3) 一般火災とは、LPガスの炎が原因でない火災をいう。(タバコの不始末、放火、漏電等)

[表4] LPガス容器（貯槽）、LPガスメーター、調整器の火災損害（消費者先設置のものに限る。）
に対する贈呈基準及び支援金額

（1口契約につき）

対象事故	対象者	対象物	種類	支援金額 (LPガス容器 (貯槽)、LPガ スメーター、調 整器の火災損 害支援金)
●LPガス事故 ●単純火災 ●一般火災	加入者	LPガス容器（貯槽）の損害	10kg以下の容器1本につき	1,500円
			10kg超～20kg以下の容器1本につき	3,000円
			20kg超～50kg以下の容器1本につき	5,000円
			50kg超の容器（バルク容器・貯槽含む）1本につき	10,000円
		LPガスメーターの損害	マイコンメーター以外1個につき	2,000円
			マイコンメーター1個につき	6,000円
		集中監視システム	NCU 1個につき	5,000円
		調整器の損害	単段1個につき	500円
自動切替1個につき	1,500円			

（注1）2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。

（注2）本支援金の支払限度額は、1火災1世帯につき5万円を限度とする。

第14条（消費者支援金）

消費者が、LPガス事故又は単純火災により人的物的損害を被ったときは、次のとおり消費者支援金を給付する。

ただし、消費者支援金は加入者に交付し、加入者から被害消費者に贈るものとする。

（1）対象となる消費者（火元の消費者に限る。）

加入者よりLPガスを購入し消費している者であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）にいう一般消費者等のほか、高圧ガス保安法でいうLPガス消費者（特定高圧ガス消費者及び船舶関係等に係る消費者を除く。）及び簡易ガス事業、スタンド事業等に係る消費者とする。

ただし、贈呈対象者となる消費者には次の者を含むことができる。

- イ. 配偶者並びに生計を共にする同居の親族
- ロ. 家事使用人又は店舗等の従業員
- ハ. 事故発生時に消費者の承諾を得て居住する者
- ニ. 事故発生時にスタンド施設内の消費者及び消費者の車両に同乗していた者

(2) 対象となる事故

消費者の過失又は第三者の故意過失により消費者のLPガス供給及び消費設備において発生したLPガス事故若しくは単純火災とする。

2 消費者支援金の金額は、次の表の区分によるものとする。

(1口契約につき)

人的損害			物的損害			
対象事故	支援金の種類及び傷害の別	支援金額 (1名につき)	持家の場合		借家人の場合	
			損害額	支援金額	損害額	支援金額
LPガス事故	(入院支援金) けが	1日につき 2,000円 (25日、5万円限度)	1,000万円以上	5万円	/	/
			1,000万円未満 ～700万円以上	4万円		
			700万円未満 ～400万円以上	3万円		
	(通院支援金) けが	1日につき 750円 (66日、4.95万円限度)	400万円未満 ～100万円以上	2万円	400万円未満 ～100万円以上	2万円
			100万円未満 ～10万円以上	1万円	100万円未満 ～10万円以上	1万円
単純火災	傷害、物損合わせて5万円限度					

(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。

(注2) 人的損害の場合は入院支援金、通院支援金を合わせて5万円限度に贈呈する。

(注3) LPガス事故で物損があった場合は、上表のとおり5万円を限度に贈呈する。

(注4) 単純火災で傷害、物損があった場合は傷害、物損合わせて5万円を限度に贈呈する。

(注5) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

第15条（死亡弔慰金）

加入者、従業員、消費者が下記の事故等で死亡したときは、次の表の区分に応じて死亡弔慰金を贈呈する。

（1口契約につき）

対象事故	対象者	死亡弔慰金
1. 不慮の事故、病気、交通事故、単純火災、一般火災等で死亡したとき。	加入者	5万円
2. 規約第13条（加入者支援金）の〔表1〕「人的損害に対する給付基準及び支援金額」に記載してある対象事故で死亡したとき。	加入者、従業員	
3. 消費者の過失で、LPガス事故、単純火災が発生し、火元の消費者が死亡したとき。	火元の消費者	

（注1）2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。

第16条（支援金給付限度額）

規約第12条ないし第15条に定める支援金については、一事由につき1口契約は5万円、2口契約は10万円を給付限度額とする。

第17条（支援金の支払額減額、支払規制）

LPライフの契約期間内及び時効期間内において、支援金等の支払事由の集中的な発生もしくは予測を超えた事由の発生により、LPライフの運営維持に重要な影響を与えると見込まれる場合には、理事会で審議のうえ支援金の支払額の減額または支払を中止することができる。

2 第1項の規定にかかわらず、規約第12条に定める販売促進支援金の支払い総額は、当該年度の定期契約加入料総額（毎年10月1日）の1/5以内とし、それを超えた場合は支払を中止する。

3 第1項の規定にかかわらず、規約第13条に定める加入者支援金のうち、内症通院支援金の支払規制について、以下のとおりとする。

（1）事故発生日から1ヶ月間の通院日数を対象とする。

（2）請求金額が1口契約は5,000円以上、2口契約は10,000円以上のものを対象とする。

（3）内症の通院支援金の請求は、1人年間1回限りとする。

（4）内症の通院支援金の支払総額は、年間1,000万円以内とし、これを超えた場合はその時点で支払を中止する。

第18条（適用除外）

次の場合は、原則として支援金の対象としない。

- （1）消費者、加入者、従業員、第三者の故意、自殺行為、犯罪行為等に起因して生じた事故等
- （2）消費者及び加入者並びにその従業員が事故の原因者から損害賠償を受けることができるとき
- （3）地震、噴火、津波、台風、洪水、竜巻等の天災地変に随伴して生じた事故等
- （4）戦争、内乱、暴動等に随伴して生じた事故等
- （5）原子力損害の賠償に関する法律により、損害賠償の対象となる事故

2 前項の規定にかかわらず、本条第1項の（3）の天災地変に随伴して生じた事故等については、災害救助法もしくは激甚災害の適用を受けた災害を対象とし、支援金の支払総額は年間1,000万円以内とする。ただし、理事会で審議のうえ支払総額の増額ができることとする。

なお、理事会で審議のうえ当該支援金の支払額を制限若しくは減額し、支払いを中止することができる。

第4章 運 営

第19条（運営機関）

- （1）LPライフは、適正かつ健全な運営を図るため、定款第38条に定める総務委員会が運営にあたる。
- （2）総務委員会は事業内容、運営規約等の改善拡充に関する調査研究を行う。

第20条（支払資金及び運営経費）

LPライフは次のとおり運営する。

- （1）支払資金は加入料の60%及び収入利息をもって充てる。
- （2）全L協の運営費は加入料の10%をもって充てる。
- （3）県協会運営費は加入料の30%をもって充てる。

第21条（全L協会の業務）

全L協はLPライフの運営を総括する。

第22条（県協会の業務）

県協会は次の業務を行う。

- （1）LPライフの募集、加入受付
- （2）事故等の調査及び支援金の査定
- （3）全L協に対する支援金の申請
- （4）支援金の支払業務
- （5）LPライフの加入者に関する情報の管理
- （6）その他必要事項

第5章 会 計

第23条（事業年度）

ＬＰライフの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの特別事業年度とする。

第24条（特別会計）

ＬＰライフの会計は、定款第42条の定めによる特別会計とし、収支決算は毎事業年度終了後3カ月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

第25条（支払準備金及び未経過加入料の計上）

ＬＰライフは、毎事業年度末において、支払準備金及び未経過加入料を計上するものとする。

- (1) 支払準備金は、将来の異常支払等に充てるため、当該事業年度（4月1日から翌年3月31日）の加入料（中途加入料含め）の10%の金額を積み立てる。
ただし、2ケ年を限度とする。
- (2) 支払準備金は預り金とする。
- (3) 支払準備金を支払いに充てるときは、理事会の承認を得てこれを取り崩すものとする。
- (4) 事業年度末において、ＬＰライフ契約期間の上半期に納付された加入料の1/2を未経過加入料として計上するものとする。

第26条（支払準備金の取り崩し及び返還）

支払準備金は、規約第25条第4項の規定に基づき、次のとおり取りくずすものとする。

- (1) 異常支払等のため当該年度の支払資金に不足を生じたときは、その不足額
- (2) 支払準備金を取りくずすときは、古い年度の支払準備金から順次取りくずすものとする。
- (3) 2ケ年を経過した支払準備金は、全額をそれぞれ積立てた年度の加入料比率により各県協会へ返還する。

第27条（資金運用の制限）

ＬＰライフは、資金を次に掲げる方法以外には運用しないものとする。

- (1) 都市銀行又は信託銀行への預金、若しくは金銭信託（元本保証のあるものに限る。）
- (2) 国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債
- (3) 貸付信託の受益証券の取得

第28条（他の経理への資金運用の禁止）

ＬＰライフは、本事業以外の事業へ資金を運用し、または本事業に属する資産を担保に供して本事業以外の事業に属する資産を調達しないものとする。

第6章 雑 則

第29条（返戻金）

LPライフの決算において、収支差額が生じたときは、前期の欠損金がある場合にはその補てんに充て、次いで支払準備金を控除し、なお、差額があるときはその差額を返戻金として次により返還する。

（1）返戻金の配分方法

- ①. 返戻金総額の1/2を当該特別事業年度末の給付率が50%未満の県協会（以下「優良県協会」という。）に対して優先的に優良県協会の加入料の割合に応じて配分する。（優良配分）
- ②. 残り1/2の金額は、全県協会にそれぞれの加入料の割合に応じて配分する。（プール配分）ただし、当該特別事業年度末の支援金給付率が100%以上の県協会に対しては、プール配分は行わない。
- ③. 当該特別事業年度内に既払となった支援金と、プール配分額との合計額が当該県協会の加入料を超える場合は、超える部分の金額を削減する。
- ④. 前項で削減される金額は、①項の優良県協会に対し、加入料の割合に応じて追加配分する。

（2）支援金給付率の算出方法

支援金給付率は、各県協会に当該年度内に支払われた支援金の合計額の各県協会の当該年度の加入料に対する割合であって、次の算式により算出する。

[支援金給付率の計算方式]

$$\text{支援金給付率} = \frac{P L + P L 1 + P L 2}{P}$$

P 県協会の当該年度の加入料（100%）

P L 当該年度の契約期間内に発生した事故のうち、契約期間内に既払いとなった支援金

P L 1 前年度契約期間内に発生した事故のうち、当該年度内に既払いとなった支援金

P L 2 前々年度契約期間内に発生した事故のうち、当該年度内に既払いとなった支援金

（3）返還の時期

返戻金の返還時期は、規約第24条の理事会において承認されたときとする。

第30条（時 効）

支援金の請求をする権利は、事故等発生日から2年を経過したときにその権利請求は消滅する。

第31条（規約の変更）

規約の改定変更は、理事会の議決による。

第32条（契約・査定業務要領）

規約に定めのない事項は、別に定める契約・査定業務要領によるものとする。

- 附 則 1. 本規約は、平成24年10月 1日より実施する。
- 附 則 2. 本規約は、平成25年10月 1日より改定実施する。
- 附 則 3. 本規約は、令和 7年 4月 1日より改定実施する。
- 附 則 4. 本規約は、令和 8年 4月 1日付け改定、令和 8年10月 1日より実施する。

I. 契約業務処理要領

加入者からの加入申込書の受付、加入料の領収、加入料の全L協への送金等一連の契約業務の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 加入申込みについて（規約第7条）

（1）LPライフの加入申込みは、事業所が所在する県協会へ加入申込書に加入料を添えて申込むこととする。ただし、加入申込みは事業所単位とする。（企業単位ではない。）

（2）事業者（企業）が複数の事業所を有しているときは、各支店、営業所ごとに区分しなければならない。その場合、各支店、営業所の所長等の責任者を加入者とみなす。

2. 加入申込書記入上の注意

（1）加入者（契約者）

法人の代表者名或は事業所の責任者名を記入する。

（2）LPライフの契約期間（規約第10条）

- ①. LPライフの契約期間は、「毎年10月1日午前0時から翌年9月30日午後12時までの1年間」とする。
- ②. 年度の中で加入する場合の終期は9月30日とする。

（3）従業員（規約第13条）

LPガス業務に従事する従業員の数を記入するが、従業員名簿は提出しなくてもよい。

（4）消費者戸数（規約第7条、第14条）

- ①. 消費者は、液化石油ガス法にいう一般消費者等のほか、高圧ガス保安法に係るLPガス消費者（ただし、特定高圧ガス消費者及び船舶関係等に係る消費者を除く。）及び簡易ガス事業者、LPガススタンド事業者に係る消費者とする。
- ②. 加入者は、LPガスを供給している全消費者について一括加入申込みを行うものとし、その一部のみについて申込みを行うことはできない。
- ③. 消費者戸数について虚偽の申込みを行ったときは、支援金の給付を行わない。
- ④. 消費者名簿は提出しなくてもよい。（加入者の申告を信頼し、協会のチェックにより正確を期するものとし、業務の簡素化を図る。）

3. L P ライフの加入証及び加入料領収証の交付について

(1) 県協会は、加入申込みを受付け、加入料を領収したときは、加入者に対しL P ライフ加入証及び領収証を交付する。

(2) 加入証及び領収証には、収入印紙の貼付は不要である。

(注) 定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができないものは営業者に該当しないこととされています。したがって、この要件に該当する一般社団法人が作成する金銭又は有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても、営業に関しない受取書に該当し、非課税となります。

4. その他

(1) 年度の中途における消費者戸数の異動は原則として報告しなくてもよい。

(2) 事業の廃業、合併等の場合のL P ライフの契約について、加入事業者が廃業したときは廃業時をもってL P ライフの契約は失効する。ただし、その消費者を譲り受けた加入事業者は、届出によりL P ライフの契約を有効に継承することができる。

なお、消費者を譲り受けた事業者がL P ライフに加入していない場合は、当該事業者がL P ライフに加入しない限りL P ライフの契約は失効する。

(3) 以下に掲げる変更については、「異動報告書（様式6）」により全L協に通知する。

- ①. 名義（代表者名）等の変更
- ②. 事業所名変更
- ③. 住所変更（新住居表示法による住居表示の変更を含む。）
- ④. 合併等による消費者戸数・従業員数・加入料等の変更
- ⑤. その他

5. L P ライフの加入料の送金について

県協会は、L P ライフの加入料を次のとおり全L協へ送金する。

また、加入料の送金と同時に、「L P ライフ加入申込書総括表（様式1）」を作成し、「加入申込書（全L協用）」と共に全L協に送付する。

(1) 定期契約の加入料は、毎年9月25日までに全L協口座へ必着するよう送金する。

(2) 中途加入の加入料は、1ヶ月分をまとめて毎月25日までに送金する。

(3) 加入料は、県協会運営費を控除した残額を全L協に送金する。

Ⅱ. 査定業務処理要領

ＬＰライフの支援金には、販売促進支援金（規約第１２条）、加入者支援金（規約第１３条）、消費者支援金（規約第１４条）、死亡弔慰金（規約第１５条）の４種類がある。その運営は、全Ｌ協が総括する（規約第２条及び第２１条）。

これら支援金の給付対象となる事故調査、査定、全Ｌ協に対する支援金の申請並びに加入者への支援金給付等の業務はすべて県協会において処理する。（規約第２２条）

加入者は事故の通報、支援金の請求は必ず県協会を經由して行う。

1. 販売促進支援金（規約第１２条）

県協会は、加入者から販売促進支援金の申請があった場合は、下記の書類が整っているか確認し、全Ｌ協に請求する。

また、県協会は、販売促進支援金の請求において、同一加入者の重複請求、又は、支払限度額を超えた請求がないかチェックする。

なお、販売支援金の請求期限は、規約第３０条（時効）の規定に拘わらず、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年間とする。従って、加入者が９月下旬に設置、導入、販売等した場合は加入者に早急に請求書を県協会に提出してもらい、１０月１５日までに全Ｌ協に請求書が到着するよう手配すること。

（１）エネファーム、ハイブリッド給湯器

加入者が自社事業所に導入、または、消費者等に販売したとき

なお、導入及び販売の時期の判断は、当該エネファーム、ハイブリッド給湯器を設置した日とする。

- ①. 販売促進支援金請求書（様式１０－１）
- ②. 消費者等に販売した場合は、販売先との売買契約書・請求書・領収書等の写し。
- ③. 自店に設置した場合は、メーカーとの売買契約書・請求書・領収書等の写し。
- ④. 設置したエネファーム、ハイブリッド給湯器の写真

（２）ＬＰガス自動車

加入者が自社事業所に導入、または、消費者等に販売したとき

導入及び販売の時期の判断は、当該ＬＰガス自動車が納車された日とする。なお、販売とは、加入者が当該県協会の会員以外の第三者（消費者、友人、親戚など）に販売又は斡旋したものをいう。

また、支援金の対象となるＬＰガス自動車は、新車もしくは新車登録後１年以内にＬＰガス車に改造したものが対象となる。

- ①. 販売促進支援金請求書（様式１０－１及び１０－２）
- ②. 購入または販売したＬＰガス自動車の売買契約書・請求書・領収書等の写し。

- ③. 車検証の写し。
- ④. 販売（斡旋）した場合は、斡旋先からの証明書（様式 10-2）
- ⑤. 購入または販売（斡旋）したLPガス自動車の写真

（3）災害バルク設置

加入者が災害時の避難所となる公共施設等に設置したとき

なお、設置時期の判断は、当該災害バルクを設置した日とする。

また、支援金の対象となる災害バルクは、大規模災害時に地域の避難所や病院等において、炊き出し等の支援を行うことができるよう、LPガスの大型バルク容器と併せ、コンロ、LPガス発電機等の機器を設置していること。

- ①. 販売促進支援金請求書様式（10-1）
- ②. 設置先との売買契約書・請求書・領収書・領収書等の写し
- ③. 設置したバルクの写真

（4）オールガス化住宅

加入者が消費者宅（新築時及び改装時）に、①給湯設備（台所と風呂と洗面所）、②ガスコンロ（Siセンサー付き）、③空調設備、④床暖房のうち、3設備をガス化したとき。

また、3設備は原則として同時に設置しなければならない。（少なくとも、3設備の設置日が1ヶ月以内とする。）

なお、給湯設備は、台所・風呂・洗面所の3ヶ所全てをガス化しなければならない。空調設備は、ガスファンヒーター、ガスパネルヒーター等も可とする。

オールガス化の時期の判断は、当該3設備の最終設備を設置した日とする。

- ①. 販売促進支援金請求書（10-1）
- ②. 消費者又は住宅メーカー等との売買契約書・請求書・領収書等の写し
- ③. 設置した消費機器等の写真

2. 加入者支援金（規約第13条）

加入者支援金の対象となる事故が発生したときは、県協会は加入者と協力して次のとおり事故の調査、査定及び支援金の請求に関する業務を行う。

（1）人的損害に対する支援金【パンフレット表1】

加入者及びその従業員が次の事故で負傷等し、入院及び通院したときに給付する。

- ①. 加入者の住宅、店舗、容器置場その他の施設内で生じたLPガス事故
- ②. 消費者先において業務中に生じたLPガス事故
- ③. LPガス配管工事中の事故
- ④. LPガス容器配送中（バルクローリー含む。）の事故（交通事故を除く。）
- ⑤. LPガス消費機器等取付中の事故
- ⑥. LPガス充てん中の事故
- ⑦. 保安点検中の事故
- ⑧. 検針中の事故

⑨. 集金中の事故

(2) 物的損害に対する支援金 [パンフレット表 2]

LPガス事故により、加入者本人が所有又は占有する住宅、店舗、容器置場等の施設で生じた損害。

(3) 火災損害に対する支援金 [パンフレット表 3]

単純火災及び一般火災により、加入者本人が負傷した場合及び加入者本人の住宅、店舗、容器置場その他の施設内で生じた損害。

(4) LPガス容器（バルク・貯槽）、メーター、NCU、調整器の損害に対する支援金 [パンフレット表 4]

LPガス事故、単純火災及び一般火災により、加入者本人が所有し、消費者先に設置しているLPガス容器（バルク・貯槽）、メーター、NCU、調整器が破損し、使用出来なくなった場合。

ただし、天災地変（地震、噴火、津波、台風、洪水等）による消費者先設置の容器（バルク・貯槽）、メーター、NCU、調整器の損害は支援金の給付対象とならない。

(5) 事故の通報

- ①. 加入者は、事故が発生したときは直ちに県協会へ通報する。
- ②. 通報を受けた県協会は加入者がLPライフに加入しているか確認する。
- ③. 事故通報は、少なくとも事故発生後1月以内に行うものとし、余り軽微な事故は取り上げないこととする。
- ④. 事故通報及び支援金請求が、事故発生日から2年以上経っているときは、支援金の給付を行わない。

(6) 事故調査及び事故証明書の作成等

- ①. 事故現場の調査等は、地区長、事業所、県協会職員等で行う。
- ②. 事故原因を究明する。
 - イ. 事故を起こした過失者は誰か。
 - ロ. LPライフの対象となる事故か。
- ③. 被害調査と損害査定
 - イ. 負傷者については医師の診断書（入院、通院日数を明確に記入してもらうこと。）
 - ロ. 家屋、家財、車両等の損害については、消防署、警察署、あるいは損保会社の意見等を参考にして査定する。
- ④. 事故報告書の作成
なるべく（一財）全国LPガス保安共済事業団の書式を使用する。
- ⑤. 事故証明書
 - イ. 消防署又は警察署等の事故届受理証をとりよせる。又は、新聞記事でもよい。
 - ロ. 罹災現場写真（1～2枚）があれば添付する。

(7) 加入者支援金の請求書類

- ①. 加入者支援金請求書（様式2）又はLPガス容器、メーター、NCU、調整器に対する支援金請求書（様式4）
- ②. 事故報告書1通（なるべく（一財）全国LPガス保安共済事業団の書式を使用する。）
- ③. 外傷又は内症の場合は、医師の診断書及び通院証明書
（入院、通院日数を明確に記入してもらうこと。）
※上記③の診断書等の発行手数料は申請者の自己負担とする。
- ④. 事故証明書（新聞記事、現場写真等）
- ⑤. 家屋家財等の被害については、罹災証明、修繕費用の領収書・見積書等

(注1) 加入者支援金のうち、内症（ねんざ、打撲、ぎっくり腰等）通院支援金の支払規制について、以下のとおりとする。

イ. 事故発生日から1ヶ月間の通院日数を対象とする。

ロ. 請求金額が1口契約は5,000円以上、2口契約は10,000円以上のものを対象とする。

ハ. 内症の通院支援金の請求は、1人年間1回限りとする。

ニ. 内症の通院支援金の支払総額は、年間1,000万円以内とし、これを超えた場合はその時点で支払を中止する。

(注2) 物損の場合の査定額は、規約第13条の[表2]に記載してある支援金額とする。

(注3) 県協会は同一の加入者から、重複請求がないかチェックする。

3. 消費者支援金（規約第14条）

加入者の消費者先及びLPガススタンド施設内の消費者及び消費者の車両に同乗していた者で、消費者の過失によりLPガス事故又は単純火災が発生したときは、県協会は事業所と協力して次のとおり事故の調査、査定及び支援金の請求に関する業務を行う。

(1) 支援金の種類

- ①. 人的支援金（外傷のみ。）
- ②. 物的支援金（家屋、家財等）

(2) 事故の通報

- ①. 加入者は、消費者宅で事故が発生したときは直ちに県協会へ通報する。
- ②. 通報をうけた県協会は加入者がLPライフに加入しているか確認する。
- ③. 事故通報は、少なくとも事故発生後1月以内に行うものとし、余り軽微な事故は取り上げないこととする。
- ④. 事故通報及び支援金請求が、事故発生日から2年以上経っているときは、支援金の給付を行わない。

(3) 事故調査及び事故証明書の作成等

- ①. 事故現場の調査等は、地区長、事業所、県協会職員等で行う。
- ②. 事故原因を究明する。
 - イ. 事故を起こした過失者は誰か。
 - ロ. LPライフの対象となる事故か。
- ③. 被害調査と損害査定
 - イ. 負傷者については医師の診断書（入院、通院日数を明確に記入してもらうこと。）
 - ロ. 家屋、家財、車両等の損害については、消防署、警察署、あるいは損保会社の意見等を参考にして査定する。
- ④. 事故報告書の作成
なるべく（一財）全国LPガス保安共済事業団の書式を使用する。
- ⑤. 事故証明書
 - イ. 消防署又は警察署等の事故届受理証をとりよせる。又は、新聞記事でもよい。
 - ロ. 罹災現場写真（1～2枚）があれば添付する。

(4) 消費者支援金の請求書類

- ①. 消費者支援金請求書（様式2）
 - ②. 事故報告書1通（なるべく（一財）全国LPガス保安共済事業団の書式を使用する。）
 - ③. 外傷又は内症の場合は、医師の診断書及び通院証明書
（入院、通院日数を明確に記入してもらうこと。）
※上記③の診断書等の発行手数料は申請者の自己負担とする。
 - ④. 事故証明書（新聞記事、現場写真等）
 - ⑤. 家屋家財等の被害については、罹災証明、修繕費用の領収書・見積書等
- (注) 物損の場合の査定額は、規約第14条に記載してある支援金額とする。

4. 死亡弔慰金（規約第15条）

(1) 対象者及び対象事故

- ①. 加入者本人
不慮の事故、病気、交通事故、単純火災、一般火災等で死亡したとき。
- ②. 加入者・従業員
LPガス事故、LPガス配管工事中、LPガス容器配送中（バルクローリー含む。交通事故除く。）、LPガス消費機器等取付中、LPガス充填中、保安点検中、検針中、集金中の事故により死亡したとき。
- ③. 消費者（火元の消費者に限る。）
LPガス事故、単純火災で死亡したとき。

(2) 死亡弔慰金の請求書類

- ①. 死亡弔慰金請求書（様式3）
- ②. 医師の死亡診断書又は弔慰金贈呈対象者が死亡したと分かる書類等
※死亡診断書等の発行手数料は申請者の自己負担とする。

5. 県協会における査定

(1) 県協会は加入者から提出された事故報告書等の関係書類に基づき規約第12条、13条、14条、15条に定める支援金の給付基準及び支援金額に則り査定し、その決定額を請求書（様式2、3、4、10-1及び10-2）に記入する。

(2) 次に、県協会は支援金請求書類及びLPLライフ支援金請求書（様式5）をもって全L協へ支援金を請求する。

なお、請求は毎月15日までに全L協に請求書を送付する。

(3) 全L協は、原則として当月末に県協会に支援金を送金する。

(4) 県協会は、全L協からの送金をまってこれを当該加入者へ給付する。

6. 全L協における査定

(1) 全L協は、県協会から提出された関係書類により審査する。

(2) 審査完了のうえは、送金通知書（様式7）をもって県協会へ送金する。

7. その他

(1) 天災地変（地震、噴火、津波、台風、大雨、洪水、竜巻、雷等）の天災地変に伴って生じた事故等で、加入者（本人）及び従業員が人的物的損害を被ったときは、災害救助法もしくは激甚災害の適用を受けた災害を対象とし、支援金の支払総額は年間1,000万円以内とする。

ただし、理事会で審議のうえ支払総額の増額ができることとする。

なお、理事会で審議のうえ当該支援金の支払額を制限若しくは減額し、支払いを中止することができる。（規約第18条第2項）

(2) 天災地変による損害の支援金の申請は、天災地変特認支援金申請書（様式8）及び特認申請書付帯明細書（様式9）をもって全L協に支援金を申請する。

(3) 天災地変による損害の査定及び支援金額は、別に定める。

Ⅲ. 補 足 説 明

1. 消費者支援金関係

(1) 消費者支援金の給付対象となる消費者

①. 規約第14条の給付対象となる被害消費者は、LPガス事故または単純火災が発生したLPガス設備を所有または占有し、使用している火元の消費者に限る。

また、LPガススタンドにあつては、LPガス事故が発生した車両を所有または占有し使用している消費者と同乗者に限る。

②. 従つて、側杖を食つた隣家（室）、LPガススタンド内の事故車両以外の車両等の消費者は給付対象とならない。

例えば、消費者Aの過失で生じたLPガス事故で隣家（室）のB、Cあるいは通行人Dが人的、物的損害を被つた際に支援金の給付対象となる消費者はAのみで、たとえB、CがAと同一の事業者または他の事業者の消費者であっても支援金給付対象の消費者にはならない。

③. 料飲店、病院、集会所等におけるLPガス事故の場合

不特定多数の人が出入りする料飲店等の場合は、当該店舗の施設所有者又は占有者が消費者、即、支援金給付対象者であつて、お客、参集者は第三者である。

従つて、料飲店、病院等でお客、付添人の過失で起きたLPガス事故であっても、お客等は対象外となり、負傷したその店の店主、従業員及び店の物損がLPライフの対象となる。

④. アパート等の集合住宅におけるLPガス事故の場合

イ. 各部屋ごとにメーター設置して供給している場合に消費設備部分（メーターの出口から燃焼器具に至る間）で事故が発生したときは、その消費設備のある部屋の住人（事故原因者）が給付対象者となる。（隣室等の住人は第三者となる。）

ロ. アパート等における集団供給設備部分（容器からメーターまでの間）で事故が発生したとき（ただし、業者過失を除く。）は、そのアパートの住人すべてが給付対象者となる。共同炊事場、共同浴場の事故も同様とする。

ハ. アパートの所有者がアパート内に居住し、かつ当該事故原因者となつた場合の建物損害については支援金を給付する。

（その所有者が他所に居住している場合は支援金の給付対象とならない。）

⑤. 複数の販売店からLPガスを購入している消費者先で事故が発生した場合、一契約について算出した支援金の額をもつて給付限度とし、関係販売店の契約それぞれに対して等分割して給付する。

⑥. 自動車の暴走、衝突事故等によるLPガス事故の場合

イ. 自動車の暴走、衝突が直接の原因となって消費者のLPガス設備から事故が発生し、そのため消費者が死傷したときは、車の所有者の自賠責保険等により消費者は賠償を受けることができるので、規約第18条第2項により支援金は給付しない。

ロ. 同上の事故で消費者が被った物損については、車の所有者から賠償を受けられないときに限り支援金を給付する。

2. 加入者支援金関係

加入者及びその従業員が、下記の業務中にケガ等を負ったときは支援金を給付する。

(1) LPガス容器（貯槽）配送中の傷害事故

①. 加入者及び従業員が、LPガス容器（貯槽）配送のため積込みに着手したときから消費先において容器交換作業を完了して空容器を持ち帰り収納するまでの間において、容器の転倒、取り落とし等により手足の指をつぶしたり、骨折、擦過傷等の外傷を受けたときに支援金を給付する。

なお、内症も含むこととする。

ただし、LPガス容器（貯槽）配送のため事業所等から消費者宅へ向かう途中（往復）の交通事故による死傷は除く。

②. 加入者及び従業員が、バルクローリーによる充填のため事業所において準備作業に着手したときから消費先において充填作業を完了してバルクローリーを当該事業所の車庫（駐車場）に収納するまでの間において、転倒等により骨折、擦過傷等の外傷を受けたときに支援金を贈呈する。

なお、内症も含むこととする。

ただし、バルクローリーによる充填のため事業所等から消費者宅へ向かう途中（往復）の交通事故による死傷は除く。

(2) LPガス容器充填中及びLPガス車両への充填中の傷害事故

①. 加入者及び従業員が、充填所において充填準備作業に着手したときから、容器への充填作業を完了し、当該容器を格納するまでの間において、容器の転倒等により骨折、擦過傷等の外傷を受けたときに支援金を給付する。

なお、内症も含むこととする。

②. 加入者及び従業員が、LPガススタンドにおいて車両への充填のため準備作業に着手したときから 当該車両への充填作業を完了するまでの間において、転倒等により骨折、擦過傷等の外傷を受けたときに支援金を給付する。

なお、内症も含むこととする。

(3) 保安点検中・検針中・集金中の傷害事故

- ①. 加入者及び従業員が、消費者宅の保安点検・検針・集金のため事業所において準備作業に着手したときから消費者宅において保安点検等を完了して当該事業所に帰着するまでの間において、転倒等により骨折、擦過傷等の外傷を受けたときに支援金を給付する。

なお、内症も含むこととする。

ただし、保安点検・検針・集金のため事業所等から消費者宅へ向かう途中（往復）の交通事故による死傷は除く。

(4) LPガス容器（バルク容器・貯槽含む）、メーター、NCU、調整器の損害について

- ①. 加入者が所有し消費者先に設置したLPガス容器、メーター、NCU、調整器が、LPガス事故、単純火災、一般火災等（いずれの場合も事故原因を問わない。）により焼破損し、使用にたえなくなり加入者が損害を被ったときに支援金を給付する。

ただし、天災地変（地震、噴火、津波、台風、大雨、洪水、竜巻、雷等）で消費先設置の容器、メーター、NCU、調整器が焼破損又は流失したときの損害は支援金の給付対象としない。

- ②. 加入者の容器置場、その他施設内に収容しているLPガス容器（バルク容器・貯槽含む。）及びメーター、NCU、調整器が単純火災、一般火災で焼破損したとき支援金を給付する。

なお、天災地変（地震、噴火、津波、台風、大雨、洪水等）で損害をうけたときは、理事会で審議のうえ、その他の家財、商品及び建物等の損害額と合せ、限度額以内で支援金を給付する。

3. 死亡弔慰金関係

- (1) 事業者（加入者）を同じくする複数の独立した企業（LPガス会社）、A、B、Cの3社とも同一人のP氏が販売登録事業者であり、3店とも本制度に加入している場合、P氏が死亡したときは、A、B、Cの3契約それぞれについて死亡弔慰金の贈呈を行う。

なお、A店が本社、B、C店が支店、営業所である場合も3契約それぞれについて死亡弔慰金の贈呈を行う。ただし、原則としてP氏はA店についてのみ加入者とし、B、C店の加入者にはその店の責任者を充てることになっているので注意すること。

（規約第6条第2項参照。）

4. その他

(1) 単純火災とは

ＬＰライフでいう単純火災とは、ＬＰガスの炎が火源又は熱源となった火災をいう。

例えば、風呂釜の空炊きによる火災、天ぷら鍋等の油に引火した火災、カーテン等への引火による火災等は、ＬＰガスの炎が火源であり、ＬＰガス器具は正常な状態で燃えており、規約第５条に定めるＬＰガス事故には該当しない。

(2) 一般火災とは

ＬＰライフでいう一般火災とは、ＬＰガスの炎が原因でない火災をいう。

例えば、タバコの不始末、放火、漏電等による火災。

以 上